

庁議の概要

開催日 平成 21 年 5 月 18 日 (月)

◎項 目

- 1 新型インフルエンザへの対応について【危機管理部、健康政策部】
- 2 高知県教育振興基本計画の中間取りまとめについて【教育委員会】
- 3 各部局等の動向について【各部局等】

◎内 容

- 1 新型インフルエンザへの対応について【危機管理部、健康政策部】

危機管理部及び健康政策部から資料を配布のうえ概要説明があり、意見交換を行った。

【概要説明】

○危機管理部

- ・5月16日に国内で新型インフルエンザが発生したことを受けて、危機管理本部を立ち上げ、国から示された「確認事項」に基づき、関係部局を通じて、事業者や団体に対して感染防止の検討等の要請を行った。
- ・今後の対応として、課題となるのが情報の一元化についてである。関係機関が連携して緊急に取り組むものは危機管理部危機管理チームを窓口とし、情報の一元化を図っていきたい。
- ・今後、四国内及び県内で発生をした場合は危機管理本部会議を開催することとする。四国内では他3県からの発生情報が入り次第、県内では県衛生研究所のPCR検査で新型インフルエンザの判断がされた時点で開催時間を決めることとなる。
- ・県内で発生した場合、国の「確認事項」に基づいた対応が基本となるが、発生状況によっては「国内発生早期」と同時に「国内感染拡大期」「まん延期」の対応を進める必要がある。また、兵庫県や大阪府では国の「確認事項」を強化した対応をしているということもあるので、それらも見ながら、地域の実情も踏まえた対応をしていきたい。
- ・国内の感染は急速に広がっている。関係団体等への情報提供は、危機管理部だけでは間に合わない場合も出てくると思われるため、各部局からも情報提供等を行ってほしい。
- ・また、県庁内で感染者が出る可能性もあるため、健康づくり課からの感染予防の周知も予定している。

○健康政策部

- ・昨日から、発熱外来への受診が3件あり、いずれも新型インフルエンザは陰性との結果であったため、3人ともその後帰宅をしている。

【主な意見】

- ・兵庫と大阪では、国の「確認事項」よりも強化した対応をしているということだが、「国内感染拡大期」「まん延期」の対応を先行実施しているということなのか。(知事)
→例えば、「確認事項」ではその地域の学校を休校にする場合でも、今回、県下全域の学校を休校にするといった指示が国からあったと聞いている。また、イベント事業者に対して、「確認事項」よりも強めに自粛要請をしているようだ。
- ・県下各市町村長と教育長には早め早めに情報を流してほしい。(知事)
- ・県庁の人員体制は、本県にまん延したときが勝負であり、(今のうちに)消耗しないようにしてほしい。また、他部局の応援が必要であれば、早めに依頼して対応に慣れておいてもらう必要がある。総務部長も入って応

援体制を考えておいてほしい。(知事)

→場合によっては庁内の保健師をお願いするなど、健康政策部でも対応できないか考えておきたい。

- ・5月に関西方面への修学旅行を実施する予定の小中学校は県下84校で、うち延期を決めた学校もあるが、41校は既に行って帰ってきた又は今日帰ってくるようになっており、一定の覚悟をしておく必要がある。
- ・修学旅行に行った小中学生には一人一人確認をしているのか。(知事)
→市町村教育委員会を通じて、小中学校に対して生徒児童一人一人への確認を依頼している。

2 高知県教育振興基本計画の中間取りまとめについて【教育委員会】

教育委員会から資料を配布のうえ高知県教育振興基本計画の中間取りまとめの説明があり、意見交換を行った。

【概要説明】

- ・国では昨年7月に教育振興基本計画を閣議決定したが、それを踏まえて地方自治体においても検討することとなっており、本県でも昨年9月から7回の検討委員会を開催し、今般中間取りまとめをした。今後、5～6月にパブリックコメントを募集し、今年8月には計画を策定したい。
- ・計画の構成で特徴的なのは「第2章 現状のさらなる分析と考察」である。一般的には、現状整理の後にその対策の方向性を示す計画が多いが、高知県では、方向性を示す前に現状の要因や背景を深く掘り下げるための章を構えた。
- ・「第3章 今後の教育振興の方向性」では、計画を推進していくための教育委員会・学校・家庭・地域の責任と役割を明記した。
- ・「第4章 3つの視点に基づく10の基本方針」では、(1)明るい未来を担う人づくり、(2)家庭や地域の教育力の向上、(3)教育の質の向上と教育環境の整備、の3つの視点に基づき、全部で10の基本方針を示した。
- ・基本方針に沿った具体的な施策は、10年先を見据えて今後5年間に取り組むものであり、取り組みごとに達成目標を掲げている。
- ・また、「理念はいいから、具体的に何をするのか」「実際にどうやってレベルを上げていくのか」といった議論を多く行ってきたことから、この計画は基本計画であると同時に実施計画の性格も併せ持ったものとなっている。

【主な意見】

- ・実施計画に近いとのことだが、財政的な裏づけはあるのか。
→国の教育振興基本計画は閣議決定されたものであるため、予算編成では相当拘束されるが、高知県の教育振興基本計画は予算編成権がない教育委員会が定めている(ため、拘束力はない)。そのため、大きなハード事業は図書館整備しか明記していない。また、その他の事業は主にソフト事業であり、事業実施に当たっては、その都度財政当局と協議をすることになる。

3 各局等の動向について【各局等】

総務部が取りまとめた各局等の今週の動きに関する資料を配布のうえ、各局等より概要説明を行った。